

令和8年度 教育図書出版助成応募要項

公益財団法人愛知教育文化振興会

1 趣 旨

教育図書の出版に対して助成を行うとともに、その内容を広報し、教育文化の振興や児童・生徒の健やかな成長に寄与する。

2 応募対象

(1) 対象者

三河の小・中学校教員及び教員であった個人、又はこれらの方々を代表者とするグループを対象とする。

(2) 対象分野

学校教育や家庭・社会教育など、広く教育に関わる分野を対象とする。

(3) 対象図書

申請をした日から遡って、2年以内に出版した図書を対象とする。

(4) 対象条件

経費に占める公費割合が極めて低く、副教材又は授業改善に資するものを対象とする。

ただし、次のものは対象外とする。

- ① 退職を記念した出版物、毎年度出版される研究紀要、学校記念誌、個人的印刷物等
- ② 改訂刊行物、定期刊行物
- ③ 教育委員会等公的機関が刊行したもの
- ④ 児童・生徒の作品が主となるもの
- ⑤ 正式の印刷によらないもの
- ⑥ 頒布範囲が郡市内の一地区に限られるもの

3 応募方法

(1) 交付申請書等の提出

助成を受けようとする者は、**令和8年6月1日(月)から11月30日(月)**までに本法人規定の「教育図書出版助成交付申請書」および本法人の求める資料、ならびに対象刊行物2冊を本法人理事長あてに提出する。
なお、当該年度の申請にあたっては、個人および一団体につき1点を原則とする。

(2) 交付申請書の様式

別添の<様式5> (刊行物の名称と態様、刊行の必要性と意図、内容の概要と執筆者、頒布の範囲と部数、経費の概算と財源等)を用いる。**様式は、本法人のホームページ(学校関係用>各種様式のダウンロード)から入手可能。**

(3) 交付申請書等の提出先

公益財団法人愛知教育文化振興会 (編集部担当者)

4 審査方法

有識者・教員等で構成する審査委員会を設置し、助成対象者や助成額を決定する。審査にあたっては、発展性・創造性、地域性、活用性、公益性、頒布域の広域性および発行部数、交付申請書の内容等を考慮する。

5 助成費の交付

教育図書出版助成交付式を実施し、予算の範囲内で助成費を交付する。

6 結果の公表

助成した教育図書名や著者名等を本法人の教育情報誌「教育と文化」他に掲載し、三河の教員等に周知する。
また、本法人に5年間保管するとともに、教員等の閲覧に供する。